



桜花の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜りまして、誠にありがとうございます。

重要情報

1. グリーン投資減税の延長拡充

事業者が、環境に配慮した設備を導入した場合には特別償却や税額控除が適用できます。H25年改正ではこれまで対象とならなかったLED照明単独設置や断熱窓・高効率空調なども対象に加えられ使い勝手が良くなりました。

2. 神奈川県臨時特例企業税返還へ

資本金等5億超の大企業がH21.3までに終了した各年度に欠損金繰越控除を受ける場合に課した、神奈川県特例税が違法だった旨の判決を受け、県は過去10年遡及して徴収税額を返還することとしています。詳しくは神奈川県HPへ。

3. 消費税経過措置

H25.3末に国税庁が、消費増税タイミングをまたぐ取引について旧税率によるものとする経過措置の取扱い通達を発表しています。主に長期工事などの請負契約や、資産の貸付契約などが該当します。

5月のイベント

- ・3月決算法人申告納期限
- ・自動車税の納付
- ・特別徴収住民税の通知



税金マメ知識

日本に一時的にいる外国人や、海外赴任中の人などを『非居住者』と言います。非居住者には、短期バイトや国内不動産収入など日本で稼いだ所得について源泉所得税が課され、支払者（源泉徴収義務者に限る）は20.42%など高めに天引きしなければなりません。具体的には、ワーキングホリデー・留学生のアルバイト代を支払う場合や、海外赴任で空き家となった自宅を勤め先が借上げて賃料を支給する場合などです。ただし、留学生は租税条約で学生免除がある場合が多く、免除を受ける場合はその旨を税務署に届出ます。留学生等を雇うときは必ず事前にご相談ください。

元バックパッカー赤羽の旅噺(バカ)

【エクアドル：ミターデルムンド赤道記念碑】

敷地中央には四角錐の形をした巨大な碑が建っています。方角を示す4文字が4面に刻み込まれており、西と東の各面下部中央から敷地内を赤くペイントされたラインが伸びています。

わたしはラインをまたぎながら遠く思いを馳せました。大西洋をわたりアフリカへ、さらに太陽を目指し東南アジアへ、やがて大海原を超え自分の背中にぶつかりました。

赤いラインから数百メートル離れた車道上を通る本物の赤道は、何も知らずに目を輝かせるわたしを静かに見守ります。そして今日も赤くペイントされた紛らわしいラインは、何も知らない人々に感動や幸せを与えてくれることでしょう。

晩酌のじかん

やっと、風呂付きの家に引っ越すことができました。まだまだ新居が片付きません。わたしが真っ先に調えたいのが我が家で『BAR』と呼ぶ晩酌スペース。中東あたりのネットショップでお洒落なクロックを2,000円で買いました。ちゃんと届けばいいなと首を長くして待っています。



☆事務所からの連絡☆

赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0865 神奈川県
横浜市神奈川区片倉5-14-15
TEL:045-491-0102/FAX:045-413-4340
Mailto:106917prrrj@zeirishi-ky.jp